

事業計画書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

はじめに

阪神北広域こども急病センターは平成20年4月の開設から10年が経過し、阪神北圏域における休日夜間の小児初期救急医療施設として、広く利用される場所となった。

10年目の節目を迎え、平成29年11月には開設10周年記念誌の発行及び、初年度から勤務する職員を対象とした永年勤続表彰式の開催など、これまでの10年を振り返るとともに、今後の課題についてまとめる機会を得た。10年前に問題となっていた小児救急医療の危機的状況は、センターの開設に伴い1次2次の住み分けが進み、病院勤務医師の負担軽減につながることで解消されたが一方で、少子化の進展によりセンターにおいては患者数の減少傾向が続くなど、経営面では行政からの負担金が増加傾向にあり、今後も続くと思定される。しかし、全体の患者数が減少する中、インフルエンザ流行時には毎年一日400人を超える患者数となるなど、地域医療における急病センターのニーズは高く、今後も安定した体制維持が不可欠である。これまでの経験を踏まえ、安定した医師等医療スタッフの確保に努めるとともに、より良いセンターとなるように、機器の更新や制度改正などを進めていく。

平成30年度は指定管理の更新時期に当たり、改めて次の5年間について、当財団がセンターの運営を担うこととなった。これまで同様、小児救急医療を通して地域の安心安全に貢献すべく、下記の事業に取り組んでいく。

1. 小児科診療事業

これまでのセンター運営により培ったノウハウを活かし、充実した小児初期救急医療サービスの提供を行う。また、一次救急医療施設として適切な診療を行うため、電子カルテ等医療機器の管理やスタッフの教育に取り組んでいく。

(1) 診療場所

阪神北広域こども急病センター

(伊丹市昆陽池2丁目10番地)

(2) 診療時間

平日 20:00～翌朝7:00

土曜 15:00～翌朝7:00

日祝 9:00～翌朝7:00

年末年始等 9:00～翌朝7:00

ただし、受付時間は診療開始時間30分前から診療終了時間30分前まで

(3) 診療体制

平日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

※ただし、繁忙期（12～3月）の木曜日は20時から診察室2の診察を行う。

土曜日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

日曜日・祝日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

GW・12～3月の日祝

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

年末年始

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

患者見込 年間26,263人

(4) 職員数

<医師>

正規職員・・・2名

期間契約職員・・・36名

3市医師会・・・50名

<看護師>

正規職員・・・4名

期間契約職員・・・26名

<薬剤師>

期間契約職員・・・20名

<臨床検査技師>

期間契約職員・・・11名

<放射線技師>

期間契約職員・・・6名

(5) 職員研修等

医師・看護師等医療スタッフを安定的に確保するため、内外の研修を積極的に行い、働きがいを高めるよう努める。今年度、計画している研修は下記のとおり。

- ①小児救急医療等に関する各種学会への参加
- ②小児プライマリーケアに関する研修
- ③症例検討会
- ④トリアージ研修
- ⑤PALS研修
- ⑥その他外部機関が実施する医療に関する研修

(6) 医療の標準化及び質の向上のための取組

- ①電子カルテ・医療機器等の適正な更新
- ②センター内外における各種連絡会議等の定期的な開催
- ③ITを活用した医療者間、病院間及び職員間の情報交換の円滑化

(7) 利用者のニーズ把握とサービスの向上

- ①定期的な利用者アンケートを充実するとともに、センター内にご意見箱を設置し、利用者の意見・要望・苦情等を聞き、運営改善に役立てる。
- ②ホームページを更新し、迅速な情報発信を行う。
- ③待ち時間の軽減など患者サービスの充実のため、混雑状況の配信サービスを行う。

2. 小児救急医療電話相談事業

センターの運営時間中、小児救急患者を抱える家族へ、急病時の対処方法や、医療機関へ受診する必要性があるか否かなど、救急医療に関する相談事業を実施し、病状に応じた適切な受診を促進するとともに、保護者の不安解消と医療知識の普及啓発に努める。また、電話相談の認知度を高めるため、各種媒体を通してPRに努めていく。

- ・相談受付時間 平 日 20:00～翌朝6:30
 土曜日 15:00～翌朝6:30
 日祝・年末年始 9:00～翌朝6:30
- ・対応者 看護師1名が対応

3. 小児救急に関する知識の普及事業

- (1) 小児の急病時における対処方法や事故防止等をテーマにした看護師ミニ講座等を企画開催し、不要不急の受診を減らすよう努める。
- (2) 冊子「こんなとき、どうすればいいの」を3市1町乳幼児健診で配布し、家庭での対処方法を広める。
- (3) ニュースレターの発行等による広報活動を通し、子育て世帯を対象とした季節ごとの病気に関する情報発信を行い、家庭での対処法などを紹介することにより、センターの適正な受診を促す。

4. 管理運営事業

公益財団法人の事務局として適正な運営を行う。法令を遵守し、各種規定の整備等を進めることにより、透明性の高い経営を行う。また、建物や備品について、経年劣化に伴い修繕が必要な箇所を把握し、指定管理者として計画的に管理する。

事務局職員数

- 正規職員・・・3名
- 期間契約職員・・・2名